

# 日本の相続法における法定相続人の範囲と 相続順位に関する研究

——ドイツとフランスの相続法との比較を通して——

餅 川 正 雄\*

## 1. はじめに

### 1.1 研究の目的

本研究は、日本の相続法で規定されている法定相続人の範囲と相続順位について、ドイツやフランスの相続法と比較することによって、その違いと問題点を明らかにすることを目的としている。我が国の相続法は、諸外国と比較して相続人の範囲を狭く規定していることが一つの特徴である。その結果、遺産を承継する法定相続人が存在しないという問題が発生し易くなっている。そこで、相続人の範囲の問題は、相続の原点に回帰して検討する必要があると考えて、最初に相続の根拠についての先行研究を整理する。相続の根拠には、血の代償説や生活保障説などいくつかの説が存在する訳であるが、大事なことは、その根拠が現在を生活している国民にとって納得し易いものであるかどうかである。筆者は、相続の実態は、多種多様であるため、必ずしも一つの根拠で説明する必要はないと認識している。本研究で考察する大陸系のドイツとフランスについては、我が国と同様の規定になっているだろう推測していたが、現実には法定相続人の範囲や相続順位、相続分などの相違がみられる<sup>1)</sup>。ドイツやフランス以外の国でも、血族相続人の範囲を幅広く規定している。本研究の提案は、日本においては「相続人の範囲を限定してきた」という流れに逆行するという批

判があるかもしれない。しかし、少子化が続いている現状では、我が国においてもその範囲を拡大する方向で検討すべきではないかというのが本研究の出発点である。結論を先取りして述べるならば、相続人の不存在という問題を回避するために、少なくとも三親等の傍系血族である「おじ・おば」や四親等の「いとこ」まで「法定相続人」の範囲を拡大することを提案したい<sup>2)</sup>。

### 1.2 先行研究

相続の根拠や法定相続人の相続権の根拠は、相続法の基本問題であり、現在でも、法定相続制度の正当性について複数の説が存在している。先行研究として、犬伏由子他『親族・相続法[第2版]』弘文堂を基に、代表的な5つの説を概観しておく。

第一に「血の代償（血縁）説」がある。これは「死者とその財産を承継する者との間の縦の血の繋がりに基づく財産承継の要請がある」という考え方である。縦の血の繋がりとはい、親から子、子から孫へと血の連続、つまり「血とともに財産も縦に受け継がれていく」と考え、血縁関係を重視して、私的所有関係も継続としたものである。勿論、その前提として私有財産制の保障があることは言うまでもない。

第二に「遺族の生活保障説」がある。これは、被相続人が生活を共にしていた家族（＝構成員）が路頭に迷わないように生活保障をすることが法定相続の根拠だという考え方である。これは、

\* 広島経済大学経営学部経営学科教授

死者との扶養関係を重視する見解でもある。配偶者や未成熟の子が相続人となる根拠になる。

第三に「潜在的持分清算説」がある。これは遺産に含まれている相続人の潜在的な持分を清算することを相続の根拠とするものである。現実の協力関係を重視して、死者との（現実の）共同生活関係を強調し、持分が存在しているとして、その持分の大きさ従って、構成員の相続順位や相続分が決まるという訳である。この説では、「夫婦」が登場し、配偶者の存在を重視する見解になる（谷口知平編、1980、p. 9）。

第四に「被相続人の意思推定説」がある。これは「愛情」とか「家族の親密な関係」が前提になっている。相続は遺言相続を原則的形態とみて、有効な遺言書がない無遺言相続の場合には「死者の生前の最終意思を合理的に推測する」という立場から、被相続人の意思を生かすことが相続の社会的根拠とする見解である。遺言書などがあれば死者の意思は外に現れているので明確である。遺言書がなくとも、外部から客観的に、「普通の人間ならば、自分の財産を死後どういうふうに分けるのが妥当であろうか？」と推測できるという訳である（中川淳、1994、pp. 273-276）。

第五に「権利安定の確保説」がある。これは、一般取引社会においては債権者の保護を図る必要があり、被相続人に債務がある場合に、遺産の承継者を法定相続人と定めておくことで、相続債権者の保護を図るということである。権利関係安定の確保等の要請が法定相続の根拠となるということである（中川善之助、1972、pp. 177-178）。

### 1.3 問題の所在

法解釈学的な観点からは、血の代償（血縁）説が相続の根拠として最も強力なものであろう。これは、ヴァルター・ブルーメ（Walter Blume）の説であり、彼は血の連続が相続の論

理的根拠の背景にあると考えた。この考え方は現在でも学説の底流にある。また、国民の法意識の中に根強く潜んでいるため、これを否定することはできないだろう<sup>3)</sup>。しかし、この説によると、配偶者の相続権について説明できないという問題や、血の連続が財産の承継に繋がるという考え方には飛躍があるという問題が残っている。そこで、中川善之助の主張した「家族的共同の継続」が相続の根拠として登場する。これは、遺族（＝構成員）の生活保障説と同じ考え方である。しかし、勤労者の家族が生活のために寄りかかっているのは、財産ではなく労働の対価としての賃金・給料であることから、生活保障を相続の根拠とはできないという問題がある。また、相続人の中には資力（＝経済力）があって、生活保障を全く必要としない者もいる。民法では、相続人の範囲を形式的に判断できるようにするために、多様性を捨象している。法定相続人の要件としては、被相続人と一定の親族関係があることを挙げ、相続人の範囲を定め、相続順位、相続分なども規定している。本研究は、現行の相続法における相続人の範囲と相続順位について考察するものである。具体的には、後述する三つの問題に焦点を当て、ドイツとフランスの相続法の内容と比較することで、日本の相続法の立法的な諸課題を導き出す手掛かりを得られるのではないかと考えている。《問題提起 I》法定相続人の範囲が狭すぎるのではないか

第一の問題提起は、日本の相続法は「法定相続人の範囲を画一的に法定するのは仕方ない。しかし、現代の相続を前提にしたとき、その範囲が狭過ぎるのではないか」という問題である<sup>4)</sup>。逆に言えば、日本の相続法の特徴の一つとして、直系血族を重視して相続人の範囲を狭く限定しており、いわゆる「笑う相続人」を廃除している点が挙げられている（中川善之助、1972、p. 292）。その主たる理由は、円滑な遺

産相続を実現するという目的を重視するということであろう。被相続人の兄弟姉妹が相続人となるケースは、子や父母がいない場合であり、生存配偶者と兄弟姉妹の利害が衝突して、遺産分割協議が長期化する傾向がある。兄弟姉妹が先死している場合には、被相続人の兄弟姉妹の子である甥・姪が代襲相続することが認められている。甥・姪の立場から見ると、「おじ・おば」の遺産を相続できるということである。筆者が指摘するのは、この逆のケースが認められていないという問題である。すなわち、「甥・姪」が亡くなったときに、「おじ・おば」には相続権は認められていないということである。因みに、甥・姪の子への再代襲相続は（相続人の人数が多くなり）相続関係が複雑になって、遺産分割協議が長期化するという実務上の理由から認められていない。

内田貴は、「現代の相続の現実の機能を考えたとき、生活保障説が、最も説得的であると思われる」と述べている（内田貴，2011，p. 325）。確かに、被相続人と相続人が共同生活をしている配偶者や子の場合、遺族の生活保障説が当てはまる。しかし、先述のとおり、相続法は共同生活の有無や相続人の資力の有無を度外視していることと矛盾が生じる。潜在的持分清算説については、配偶者が常に相続権が認められており、その割合が拡大されてきたことを説明できる。しかし、相続一般では、遺産形成への貢献を問題とすることなく、財産の承継が生じることと矛盾する。潜在的持分の清算の要素があるにしても、部分的なものに過ぎないと言える。

死者の意思推定説の代表者は、イマヌエル・カント（Immanuel Kant）である。彼は、すべての権利変動の原因に意思をおき、相続によって財産が承継されるのは、被相続人と相続人との暗黙の契約があるからだと説明する。被相続人は自分の子や配偶者に「財産を承継させたい」と

と念願し、子や配偶者は「財産を承継するだろう」という期待がある。二つの意思の連続性が暗黙の契約であり、これを相続の根拠と解することは可能である。この学説は、論理に叶うものと言えるが、あくまで黙示の契約は擬制に過ぎない。また、一定の相続人に被相続人の意思によっても奪うことができない「遺留分」が認められていることと矛盾する。我が国では法定相続が原則形態であるという現実からすると、有効な遺言証書がない場合には死者の意思を「合理的に推定する」しか方法がない。これは、あくまで推定であるため、相続の根拠とすることには無理があると言える。

権利安定の確保説は、中川善之助が主張した説である。この説は、消極財産（＝債務）の相続の説明であり、相続人が債務者の地位を引き継ぐ根拠は、一般的取引社会の安定にあると言える。あくまでも補助的な根拠に過ぎないと言えなくもない。中川淳が述べているとおり「あえて、これを相続の根拠に入れる必要はない」とも考えられるが、筆者は法定相続の根拠として極めて重要な要素だと認識している（石田喜久夫他，1992，p. 151）。その理由は、相続が発生して「誰が遺産を相続する権利をもつかが、第三者からは全く分からない」という状況は、望ましいものではないからである。その根拠として、相続法は、相続人となる資格を画一的に定め、個人の意思で相続人を操作することを認めていないことが挙げられる。

社会学的な観点から相続の根拠を検討する限り、多元的な説明になることは回避できない。しかし、法解釈学においては、相続の問題が発生したときに、それを解決する規範を示す必要があるため、現行法を幅広く整合的に説明できる根拠を示す必要がある。そのため、筆者は血の代償（血縁）説、遺族の生活保障説、死者の意思推定説、そして権利安定の確保説の四つが法定相続の根拠として整理することができる

考えている。筆者は潜在的持分清算説については、配偶者相続権との関係では意味があるが、血族相続人との関係では、必ずしも決定的な要素にはならないと考えている。そのため、法定相続の根拠からは除外している。

血の代償（血縁）説は、子などの血族相続人の視点からのアプローチであり、遺族の生活保障説は、配偶者相続人の視点からのアプローチであると言える。死者の意思推定説は、遺言相続を前提とする被相続人（＝死者）の視点からのアプローチである。そして、権利安定の確保説は、第三者（＝一般的取引社会）の視点からのアプローチだと言える。簡潔に整理するならば、相続の問題は、「子」、「配偶者」、「被相続人」、「第三者」という四つの視点から考える必要があるということである。

補足するならば、川井健が述べているように「国家の視点」もある。国家は相続に際して相続人に相続税を課する。これは国の関与が相続税という形であらわれているということである（川井健，2015，p. 140）。

《問題提起Ⅱ》直系尊属を一括して優先することに問題があるのではないか

第二に問題提起するのは、日本の相続法では直系尊属（＝父母と祖父母・曾祖父母）を一括して優先していることに問題があるのではないかということである。第一順位の相続人を「直系卑属（＝子・孫）」としている点については、親が子に財産を残すという常識的な考え方であり異論はない。疑問があるのは、第二順位の「直系尊属（＝父母・祖父母）」の扱いである。被相続人の父母が第二順位となっており、直系卑属がない場合には、父母が相続人となるということであり、これは問題ないと言える。ただし、父母の両方が先死している場合には、祖父母が（代襲ではなく）本位相続することになっている。祖父母は4人存在する訳であり、4人のうち1人でも生存しているならば、その

1人が相続することになる。例えば、父方の祖母が1人存命の場合（被相続人の配偶者や子・孫などがいないとき）は、その祖母が全部を相続することになる。配偶者相続人と祖母が相続人となる場合には、祖母が3分の1を相続する。

筆者が指摘するのは、被相続人の兄弟姉妹や甥・姪が存在していても、第三順位の相続人とされているため、登場しない（＝招致されない）という問題である。なぜ、「逆相続」となる直系尊属を一括して優先するのかという疑問がある。被相続人の直系尊属は「扶養を受けている」ということを根拠として相続権を正当化している。しかし、相続と扶養制度の相互性の観点から相続権の根拠を導くことは、一貫性を保つことができない。なぜならば、具体的な場面として、甥・姪が被相続人となった場合、「おじ・おば」は相続することができないからである。相続と扶養は別の制度であり、「一方の制度で他の制度を説明することはできない」という有力な指摘があり、筆者もこれに賛同する（潮見佳男編，2019，p. 81）。被相続人の兄弟姉妹（甥・姪）よりも優先して、祖父母が遺産を相続することに疑問があると考えている。なぜならば、遺産相続は、血の流れと同じように遺産も上から下に向かって流れるものであり、「相続はできる限り若者を優先すべきもの」と認識しているからである<sup>5)</sup>。

《問題提起Ⅲ》兄弟姉妹以外の傍系血族を法定相続人とすべきではないか

第三の問題提起は、「三系主義」をとる日本の相続法において「兄弟姉妹以外の傍系血族を法定相続人の範囲から除外していることに理論的な問題があるのではないか」ということである。この問題は、第一の問題提起と深く関連することであるが、理論的に血の連続を根拠とするならば、「傍系血族」として父母の兄弟姉妹とその直系卑属、祖父母の兄弟姉妹と直系卑属も法定相続人として登場させることで筋が通る

と考えられる。本研究において考察するとおり、ドイツやフランスにおいては、これらの傍系血族が法定相続人として認められている。それゆえに、日本においては兄弟姉妹以外の傍系血族を法定相続人としなないという理論的な根拠が見当たらないのではないだろうか。

#### 1.4 分析の視座

本研究の視座は、相続理論と相続実務の二つである。第一に『理論的適合性』という観点から考察する。つまり、現行の相続法の規定を「相続人の範囲と相続順位について、説得力をもって理論的に説明できるのか?」ということである。換言すれば、法律における「一般的確実性」のことである。第二に『相続実務への対応』の観点からの考察である、つまり、「現代の社会・家族の変化による相続の多様性に柔軟に対応できる規定となっているのか?」ということである。換言すれば「具体的妥当性」のことである。我妻榮が述べているとおり、法律は、この二兎を追う必要があるということである(我妻榮, 2016, pp. 3-6)。相続法の規定は、すべての国民に大きな影響を与えるものであるため、簡潔明瞭で理路整然としたものであることが望ましいことは言うまでもない。民法(相続法)の規定が相続の根拠と現実の相続実務からみて、法解釈が分かれるような不明確な点や不都合な部分があるならば、それを立法的な課題と捉えて、見直し(=改正)を検討する必要がある。

第一の理論的適合性の問題としては、「傍系血族を被相続人の兄弟姉妹と甥・姪に限定していること」が理論的に説明できないということがある。親等而言えば、被相続人の兄弟姉妹は、(被相続人から見て)2親等であり、その子である甥や姪は3親等になる。甥・姪の子は4親等ということになる。筆者は現行の相続法において、甥・姪の子に代襲相続権を認めていない

ことについては理論的に問題があると考えている。「おじ・おば」は、3親等であり、「いとこ」は、4親等である。因みに、祖父母の兄弟姉妹は4親等であり、自分の兄弟姉妹の孫も4親等である。一般的な感覚としても、4親等までの血族を法定相続人とすることに違和感はないのではないだろうか。現行の相続法では、伯父(叔父)・伯母(叔母)が残した相続財産(=遺産)を甥・姪が相続することが許容されている。甥・姪は、「おじ・おば」の兄弟姉妹の子であるため、兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、甥・姪が代襲相続することになっている。逆に、甥・姪が相続財産を残した場合には、「おじ・おば」は相続人になることはない。筆者は、これは理論的な矛盾であると考えている。なぜならば、立場が逆転した場合にも、同じような扱いになるように規定することが理論構成として整合性が保てると考えられるからである。

第二の相続実務への対応の問題については、仮に「おじ・おば」や「いとこ」を第四順位の法定相続人とした場合に、実務で発生する問題を考えてみたい。一つ目の実務上の問題としては、我が国では「おじ・おば」や「いとこ」などの傍系血族を、相続人とすることに「日本では馴染みがない」という指摘があるだろう。しかし、現実の生活(=親戚づきあい)を考えれば分かるとおり、父母の兄弟姉妹である「おじ・おば」や彼らの子である「いとこ」との交流は、現代でも残っている。一般的な国民感情としても、彼らは「近い親戚」であり、少なくとも冠婚葬祭の際に顔を合わせる機会がある筈である。それゆえに、相続法で彼らが法定相続人に位置付けられていたとしても、何ら違和感はないと考えられる。因みに「遠い親戚」としては、6親等の「はとこ」の存在がある。「はとこ」というのは、本人から見て祖父母の兄弟姉妹の孫にあたる人である(いとこの子供同士ということである)。そこまで法定相続人を括

大することは、理論的には問題ない。しかし、日本の相続実務を考えると顔も知らない相続人らが登場して、遺産分割協議が長期化する恐れがあるため、無条件で賛成することはできない。これは、配偶者相続人が存在する場合には、「おじ・おば」や「いとこ」などの傍系血族は相続人とならないという規定を置くことで解決する問題である。

二つ目の実務上の問題として、「法定相続人の規定が複雑になる」という指摘が考えられる。確かに、規定が複雑になることは事実である。しかし、第四順位の相続人についての規定がないために、無主の財産が発生することを回避する必要があり、相続財産を法人として擬制するという規定の方がより複雑なものになっていると言える。

三つ目の相続実務の問題としては、法定相続人の範囲が狭いために「相続する者が誰もいない」ことになれば、特別縁故者への財産分与や遺産の国庫帰属が行われることになるが、そのことが問題だと考えられるからである<sup>6)</sup>。

### 1.5 研究の前提

本研究の前提は、ドイツとフランスにおける相続法の規定と日本の相続法の規定である。ドイツとフランスの相続法の規定については、後で詳しく考察することにする。ここでは、日本の相続法について整理しておきたい。我が国の血族相続人の相続順位については、民法887条及び889条で定められている(表1)。

例えば、本人(被相続人)の遺族として父母と子供がいる場合には、第1順位である子が相

続人となり、第2順位である父母は相続人とはならない。同様に、本人に兄弟姉妹と父母がいる場合には、第2順位の父母が相続人となり、第3順位の兄弟姉妹は相続人とならない。つまり、順位の異なる人が同時に相続人になることはないということである。

本人(被相続人)に子と孫がいて、相続発生時には子はすでに亡くなっているという場合には、孫が相続人となる。このようなケースを代襲相続といい、孫は子が生きていた場合と全く同じ立場で相続人となる。同様に、本人に子と孫と曾孫がおり、相続発生時に子供と孫がすでに亡くなっている場合には曾孫が相続人となる。これが再代襲相続である。代襲相続の権利は兄弟姉妹の子(甥・姪)にもあるが、兄弟姉妹の孫には認められていない(餅川正雄, 2018c, pp. 38-39)。

被相続人が離婚して再婚していた場合は、前妻との間の子と後妻との間の子がいることがある。後妻との間に生まれた子は、法定相続人であることは間違いないが、前妻(前夫)との間であっても、血を分けた子であれば、法定相続人になる。離婚をすれば、前妻(前夫)は他人であり、相続権はないが、血を分けた子はずっと相続権をもっている訳である。また、近親者の間で養子縁組が行われている場合には、祖父と孫との養子縁組(=孫養子)のように、相続資格の重複が起きる可能性があるが、民法では特別の規定を置いてないため、議論があるところである。相続実務では、複数の相続資格を肯定するケースがほとんどである(餅川正雄, 2018a, p. 67)。本研究では、相続資格の重複については、研究対象としていない。

## 2. 旧民法時代の遺産相続の順位について

ここでは、旧民法時代と1947(昭和22)年に改正された民法の遺産相続の順位を比較しておく。日本における遺産相続の順位は、旧民法時

表1 日本の民法における法定相続人の相続順位

|                            |
|----------------------------|
| 第1順位：子供や孫(直系卑属) [民法887条]   |
| 第2順位：父母や祖父母(直系尊属) [民法889条] |
| 第3順位：兄弟姉妹 [民法889条]         |

\*筆者作成

代（＝明治31年7月16日から昭和22年5月2日）と1947年の民法では、表2のとおりであった。

旧民法時代には、家督相続制度が存在していたことは周知のとおりである。ここでは、旧民法時代の遺産相続制度について整理しておく。遺産相続の場合は、直系卑属（＝子や孫など）が一人もいなかった場合、「配偶者」が単独で相続人となっていた。配偶者は、例外的（旧民法979条、982条）、劣後的（旧民法996条）にしか相続しなかったのである（佐藤義彦他、2012, p. 136）。1947（昭和22）年以降のように、配偶者が必ず相続人となる規定ではなかったということである。また、直系卑属や配偶者がいない場合は、直系尊属が相続人となっていた。直系尊属とは父母や祖父母などのことであり、第一順位の直系卑属の規定を準用していたため、親等の近い者が相続人となり、同じ親等に相続人が複数いる場合は共同で相続人となっていた。第三順位までの相続人がいない場合は、「戸主（こしゅ）」が相続人となっていた<sup>7)</sup>。戸主は常に存在するため、戸主の相続権を認めることによって遺産の国庫帰属を防ぐことができたということである。

### 3. 1947（昭和22）年以降の法定相続人と相続分の変遷

1947（昭和22）年の民法では、配偶者を別種・別系列の相続人とした。これは「配偶者別格の原則」として、現在も続いており、配偶者は常に相続人となる。また、「家」制度の廃止にともなって戸主を兄弟姉妹に置き換えたもの

であろう。中川善之助によれば「このような修正は、無意識的ではあってもなお不用意な修正であるというべきであり……」と批判している。兄弟姉妹よりも「直系尊属を一括して優遇する点で、縦の共同関係を重視する『家』制度の影響を多分にとどめているという批判を免れえないであろう」と述べている（中川善之助、1972, p. 292）。この順位は、1962（昭和37）年の改正においても修正されず、現在まで続いている。筆者は、本研究で考察するドイツやフランスにならって、被相続人の父母の兄弟姉妹である「おじ・おば」やその子である「いとこ」を法定相続人としてもよかったのではないかと考えている。

1947（昭和22）年から1980（昭和55）年までの33年間は、配偶者と直系卑属（子）が相続人の場合、配偶者の相続分は、3分の1であった。1981（昭和56）年からは、配偶者の法定相続分について、子と相続する場合は2分の1、直系尊属と相続する場合は3分の2、兄弟姉妹と相続する場合は4分の3とした。昭和55年の改正が大きな変更を伴うものであったことが分かる。配偶者の相続分を増やしたことで、その分だけ血族相続人の相続分が減少したということである。

#### 《考察》

配偶者には代襲相続を認めていない。その結果、次のようなケースで問題が生じることになる。第一は、家業などに従事する夫（A）が、将来の相続をあてにして無償で働いていたとす

表2 日本の遺産相続の順位

| 旧民法   | ① 直系卑属 | ② 配偶者  | ③ 直系尊属 | ④ 戸主 |
|-------|--------|--------|--------|------|
| 昭和22年 | ① 直系卑属 | ② 直系尊属 | ③ 兄弟姉妹 |      |

\* 配偶者は別系列の相続人とした。

\* 家制度が廃止され、戸主がなくなった。

\* 筆者作成

る。その間に夫 (A) が死亡した場合に、その夫婦 (A・B) の間に子がいないと、夫の父親 (X) が死亡してもこの妻 (B) は何も相続できなくなるという問題である。第二は、妻 (D) が連れ子 (a) して婚姻し、その夫 (C) と共同生活をしていたとする。もし妻 (D) が夫 (C) よりも先に死亡した場合は、連れ子 (a) は、亡くなった母親 (D) の相続する筈であった財産を少しも相続できないという問題である。筆者は、配偶者にも代襲相続を認めるという案も、今後の検討課題の一つになると考えている。因みに、配偶者が法律上の婚姻関係にない「内縁の配偶者」である場合には、相続人がいない場合に限って、特別縁故者として遺産の全部又は一部の分与を受けることが可能である (山本進一, 1981, pp. 182-183)。

#### 4. ドイツの相続法における相続順位についての考察

ドイツの相続法について、大村敦志監修 (2020) 『相続法制の比較研究』(商事法務) を基に、検討していきたい。ドイツ民法典第5編相続法は、遺言又は相続契約による任意相続と、法定相続について規定している。ここでは、1924条以下に定められている法定相続制度について考察する。(ドイツでは、法定相続人を「順位群」に分けているが、本研究では、「順位」で統一して表記する。)

##### 4.1 ドイツにおける血族相続人の相続順位

法定相続人となるのは、血族 (§ 1924)、配

偶者 (§ 1931)、生活パートナー (生活パートナーシップ法 § 10)、及び、国庫12 (§ 1936) である。配偶者または生活パートナーは、血族と並んで法定相続人となる。ここでは、ドイツの血族相続人の相続順位について、整理しておきたい (表3)。

##### 【第1順位】直系卑属

第1順位は、被相続人の直系卑属 (被相続人の子、孫、曾孫など) である。直系卑属のうち、被相続人と関係で親等の近い者が相続人となる。相続人となる直系卑属 (例えば子) が相続開始時にすでに死亡している場合、相続放棄した場合、相続欠格者となった場合は、その者の直系卑属 (孫や曾孫) が代襲相続する。被相続人の子が複数いる場合、その相続分は均等である。被相続人の子の一人がすでに死亡しており、孫が代襲相続する場合は、子が受けるはずだった相続分を株分け (相続) する。

##### 【第2順位】父母及びその直系卑属

第2順位は、被相続人の父母及びその直系卑属 (被相続人の兄弟姉妹、甥・姪など) である。相続開始時に父母が生存している場合は、父母だけが均等に相続する。相続開始時に父または母が死亡している場合は、その者の (最も近い親等の) 直系卑属 (= 被相続人の兄弟姉妹、甥・姪など) が代襲相続し、死亡した者が受け取るはずだった相続分を受け取る。直系卑属が複数いる場合は、死亡した者の受け取るはずだった相続分を株分け (相続) する。相続開始時に父母ともに死亡している場合は、それぞれの最も近い親等の直系卑属が代襲相続する。

表3 ドイツにおける血族相続人の相続順位

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 第1順位 | 直系卑属 (=子・孫・曾孫)                    |
| 第2順位 | 父母, 父母の直系卑属 (=兄弟姉妹, その直系卑属)       |
| 第3順位 | 祖父母及びその直系卑属 (=おじ・おば, いとこ, その直系卑属) |
| 第4順位 | 曾祖父母及びその直系卑属 (=おおおじ・おおおば, その直系卑属) |

\*村上淳一他 (2018) 『ドイツ法入門』有斐閣, pp. 188-190. を基に筆者作成

### 【第3順位】祖父母及びその直系卑属

第3順位は、被相続人の祖父母及びその直系卑属（被相続人のおじ・おば・いとこなど）である（§1926）。相続開始時に、祖父母が生存している場合は、祖父母が均等に相続する。一組の祖父母について、祖父または祖母が死亡している場合は、死亡した者の最も近い親等の直系卑属が代襲相続する。死亡した祖父母の一方に直系卑属がないときは、他方が死亡者の相続分も受け取る。他方も死亡している場合には、その直系卑属が、死亡した一方の相続分も受け取る。相続開始時に一組の祖父母について、双方ともに死亡し、かつ、これらの直系卑属もないときは、もう一組の祖父母またはその直系卑属のみが相続する。

### 【第4順位】曾祖父母及びその直系卑属

第4順位は、被相続人の曾祖父母及びその直系卑属である（§1928）。つまり、祖父母の兄弟姉妹である「おおおじ」・「おおおば」及びその直系卑属である。相続開始時に曾祖父母が生存している場合は、曾祖父母のみが相続する。その場合の相続分は、曾祖父母の系統を問わず均等である。相続開始時に曾祖父母が一人もない場合は、その直系卑属のうち、被相人に最も近い親等の者が相続する。同一の親等の者が複数いれば、均等に相続する。なお、第四順位以降の血族相続人は、被相続人の配偶者または同性パートナーがいる場合は、相続権がない（§1931Abs）。

### 《考察》

ドイツにおける相続順位は、「親系主義」と呼ばれる方式である。親系とは、共同始祖に由来する人々の全体のことであり、共同始祖自身も親系に含まれる。その特徴は、若い世代を優先するという思想（＝財は血と同じように流れる）を考慮しており、簡単明瞭で、理路整然としていることである。血統という自然的関係を

基礎として、第1順位（＝第1親系）は、被相続人の「直系卑属（子・孫・曾孫など）」であり、第2順位（＝第2親系）は、被相続人の「父母及びその直系卑属（＝兄弟姉妹、甥・姪など）」である。そして、第3順位（＝第3親系）は「祖父母及びその直系卑属（おじ・おば、いとこなど）」ということになる。さらに、第4順位（＝第4親系）は「曾祖父母及び直系卑属（＝祖父母の兄弟姉妹であるおおおじ・おおおば、その直系卑属）」である。第四親系までに近親者がいない場合には、高祖父母の直系卑属を探すことになる。理論的には、直系尊属を無限に遡って先祖を共通にする遠縁の者が法定相続人になることも在り得る（村上淳一他，2018, p. 189）。

この方式は、序列が合理的であり、偶然に左右されることがないため、比較的妥当な結果が得られるという長所がある。親系主義の短所としては、被相続人の直系卑属は親に優先して相続し、親とその直系卑属は祖父母に優先して相続するものとしていることで、祖父母がおい・めいよりも後順位となる点にある（中川善之助，1972, pp. 184-185）。

## 5. フランスの相続法における相続順位についての考察

『相続法制の比較研究』（2020年，商事法務）に基づいて、フランスの相続法について考察する。生存配偶者の相続分については、他の相続人として、(1) 配偶者と直系卑属と競合する場合と、(2) その他の血族相続人と競合する場合に分けて検討することにする。

### 5.1 配偶者と直系卑属が競合する場合

被相続人の直系卑属（子・孫など）が存在する場合について、二つの場合を区別して規律されている。第1に、すべての子が被相続人・生存配偶者夫婦から生まれている場合、生存配偶

者は「財産全体に対する用益権」か、「4分の1の所有権」のどちらかを選択することができる(757条38)。この選択権は、厳格な様式主義に服さず、あらゆる方法により証明でき(758条の239)、いつでも行使可能である。ただし、すべての相続人は、書面で配偶者に選択権の行使を促すことができ、3箇月以内に書面で選択しない場合は用益権を選択したと見なされる(758条の340)。さらに、生存配偶者が用益権を選択した場合、生存配偶者または虚有権者たる相続人は、用益権から終身定期金への転換を請求することができる(759条42)。

第2に、1人または数人の子が、その夫婦から生まれたのではない場合、もはや生存配偶者を選択権はなく、4分の1の所有権を受け取ることになる(757条)。生存配偶者に用益権を認めると、用益権者である生存配偶者と、虚有権者である子、とりわけ被相続人の前の婚姻の子との間で長期間の権利競合が生じることになる。そこで、紛争の予防するために、生存配偶者に用益権という選択肢を認めないこととしている。

## 5.2 配偶者とその他の血族相続人が競合する場合

死亡者が直系卑属(子や孫など)を残さず、父母双方を残した場合、生存配偶者は財産の2分の1を受取り、父母はそれぞれ4分の1ずつ受取る(757条の1第1項43)。父母どちらか一方のみ生存している場合は、生存配偶者が4分の3を受取る(757条の1第2項)。そして、死亡者の子またはその卑属も、父母も存在しない場合、生存配偶者がすべての財産を受取る(757条の244)。なお、相続人として、生存配偶者と優先傍系血族がおり、子も父母もない場合であり、被相続人がその父母から受け取った財産が相続財産の中に現物で残存している場合、その財産は、生存配偶者と優先傍系血族で二分する(757条の345)。

次に、配偶者が存在しない場合はどうなるのかを整理しておく。フランス民法典734条①相続権のある配偶者が存在しない場合、血族は、以下のとおりに、相続するために招致されることになる。血族相続人については、4つの順位がある(734条1項27)。第1順位が子およびその卑属、第2順位が父母、兄弟姉妹および兄弟姉妹の卑属(以下、「優先傍系血族」とする)、第3順位が父母以外の尊属、第4順位が兄弟姉妹およびそれらの者の卑属以外の傍系血族である。先順位の者がいる場合には、後順位の者は相続人とはならない(734条2項)。なお、代襲相続は、子の卑属、優先傍系血族の卑属について認められる(752—755条)。

**【第1順位の相続人】**子またはその卑属(孫・曾孫など)

第1順位の相続人は、子またはその卑属(孫・曾孫など)である。735条は、「子またはその卑属は、性別も、長子であることの区別もなく、たとえそれらの者が異なる結合から生まれた者であっても、父母またはその他の尊属を相続する」と規定し、「子の間の平等」を定めている。

**【第2順位の相続人】**父母と兄弟姉妹および兄弟姉妹の卑属

生存配偶者がおらず、第1順位の子や孫もないときには、第2順位の相続人が登場し次のように相続する。第2順位は、父母と兄弟姉妹および兄弟姉妹の卑属(甥・姪など)であるが、彼らが競合する場合については、複雑な形で相続分が定められている。

**【第3順位の相続人】**父母以外の尊属(祖父母等)

生存配偶者がおらず、第1・第2順位の相続人がいない場合は、第3順位の相続人が登場し次のように相続する。①相続財産は、父母以外の尊属(祖父母等)に帰属する(739条34)。この場合も両系相続のルールにより、父系、母系

の尊属それぞれが全体として2分の1の財産を取得する。②一方の系に尊属がない場合には、他方の系の尊属がすべての財産を取得する（748条3項）。

#### 【第4順位の相続人】優先傍系血族以外の傍系血族

生存配偶者がおらず、第1から第3順位までの相続人がいない場合、①相続財産は、優先傍系血族以外の傍系血族に帰属する（740条35）。この場合も、父型の系の者と母型の系の者として、相続財産が折半される（749条36）。各系において、最も近い親等の者が他の者を排除し、同一の親等の者の間では財産を頭分けする（750条37）。

以上の内容を整理すると、表4のとおりになる。

#### 《考察》

フランスの相続順位は、「類別主義」と呼ばれるもので、ローマ法に源を有する考え方である。この方式は、血族の種類に着目して、その血族と被相続人との親疎を測り、血族をいくつかのグループに分け、先順位のグループは後順位のグループを相続から完全に排除するというものである。第一クラスには直系卑属がまとめられ、第二クラスには父母と最近親の傍系血族（＝兄弟姉妹）及びその直系卑属（＝甥・姪）がまとめられる。第三クラスには遠い親等の傍系血族などがまとめられる。この類別主義の長所は、グループの構成が可動的であることから、その時々<sup>1</sup>の社会通念や社会経済的な必要性から

それを適合させることができる点にある。その短所は、グループ構成が人工的・恣意的なものとなり、非合理的な要素が入るため、表4に示したとおり複雑で分かり難くなってしまうという点にある。

#### 6. 日本とドイツ・フランスの法定相続人と相続順位の違い

ドイツ、フランスでも相続に関する細かな規定が盛り込まれていることが分かった。ここでは、日本との違いを整理しておきたい。まず違いが明らかなるように表5に整理しておく。

この表5で明らかとなっており、第1順位が「子（孫・曾孫）」であることと、第2順位で「父母」が登場することは、同じである。表6に整理したとおり、日本とドイツ、フランスの違いの一つは、(1) 兄弟姉妹の相続順位の違いである。ドイツやフランスでは、第2順位で兄弟姉妹（甥・姪）が入っているが、日本では兄弟姉妹や甥・姪は第3順位となっている。二つ目の違いは、(2) 兄弟姉妹以外の傍系血族の扱いが違っていることである。日本では「おじ・おば」、「いとこ」などは相続人となっていないが、ドイツやフランスでは、順位は異なるものの相続人として入っていることである。三つ目の違いは、(3) 祖父母や曾祖父母の相続順位が違っていることである。日本では、祖父母や曾祖父母は、父母と同じ第2順位として直系尊属を一括して優遇している。この点は、縦の共同関係を重視する「家」制度の影響を多分にとどめている（中川善之助, 1972, p. 188）。ドイツで

表4 フランスにおける血族相続人の相続順位

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 第1順位 | 子およびその卑属（＝孫・曾孫など）                    |
| 第2順位 | 父母、優先傍系血族（＝兄弟姉妹および兄弟姉妹の卑属）           |
| 第3順位 | 父母以外の尊属（＝祖父母・曾祖父母など）                 |
| 第4順位 | 兄弟姉妹およびそれらの者の卑属以外の傍系血族（＝おじ・おば、いとこなど） |

\*大村敦志監修（2020）『相続法制の比較研究』（商事法務）pp. 53-55. を基に筆者作成

表5 日本とドイツ、フランスとの相続順位の比較表

|      | 日 本            | ド イ ツ             | フ ラ ンス               |
|------|----------------|-------------------|----------------------|
| 第1順位 | 子（孫・曾孫）        | 子（孫・曾孫）           | 子（孫・曾孫）              |
| 第2順位 | 父母<br>祖父母、曾祖父母 | 父母<br>兄弟姉妹（甥・姪）   | 父母<br>兄弟姉妹（甥・姪）      |
| 第3順位 | 兄弟姉妹（甥・姪）      | 祖父母<br>おじ・おば・いとこ  | 祖父母<br>曾祖父母          |
| 第4順位 | なし             | 曾祖父母<br>曾祖父母の直系卑属 | 傍系血族<br>（おじ・おば、いとこ等） |

\*筆者作成

表6 日本とドイツ・フランスの法定相続人と相続順位の相違点

|                                     |
|-------------------------------------|
| (1) 兄弟姉妹、甥・姪の相続順位が違っている             |
| ① 日本は兄弟姉妹と甥・姪を（父母等に劣後して）第三順位としている   |
| ② ドイツは、兄弟姉妹と甥・姪を（父母と同じ）第二順位としている    |
| ③ フランスは、兄弟姉妹と甥・姪を（父母と同じ）第二順位としている   |
| (2) 兄弟姉妹以外の傍系血族（おじ・おば、いとこ）の扱いが違っている |
| ① 日本では、おじ・おば、いとこを法定相続人としていない        |
| ② ドイツでは、おじ・おば、いとこを第三順位としている         |
| ③ フランスは、おじ・おば、いとこ等（傍系血族）を第四順位としている  |
| (3) 祖父母や曾祖父母の相続順位が違っている。            |
| ① 日本は祖父母や曾祖父母を第二順位としている             |
| ② ドイツは祖父母を第三順位、祖父を第四順位としている         |
| ③ フランスは祖父母と曾祖父母を第三順位としている           |
| (4) 曾祖父母の直系卑属の扱いが違っている。             |
| ① 日本は曾祖父母の直系卑属（傍系血族）は、法定相続人ではない     |
| ② ドイツは曾祖父母の直系卑属を（曾祖父母と同じ）第四順位としている  |
| ③ フランスは傍系血族をすべて第四順位としている            |

\*筆者作成

は祖父母が第3順位で、曾祖父母を第4順位としている。フランスでは祖父母と曾祖父母を第3順位としている。そして四つ目の違いとして、(4) 曾祖父母の直系卑属の扱いが違っている。日本では、そもそも第四順位の相続人というものが存在せず、曾祖父母の直系卑属は法定相続人ではない。ドイツの第四順位は、曾祖父母の直系卑属としており、フランスでは優先傍系血族（＝兄弟姉妹や甥・姪）以外の傍系血族（おじ・おば、いとこ等）を第四順位としている。簡単にまとめるならば、ドイツやフランスでは、祖先に遡って（どこまでも）傍系の血族を探し出すということであり、日本では傍系血族につ

いて、兄弟姉妹とその子である甥・姪までしか相続人として認めないということである。

## 7. お わ り に

本研究は、日本の法定相続人の範囲と相続順位について、ドイツとフランス両国の相続法との比較を通して、考察したものである。第一の問題提起は、日本の相続法は「現代の相続実務を前提にしたとき、その範囲が狭すぎるのではないか」という指摘をした。ドイツやフランスと比較した場合、日本の相続法は、相続人の範囲を狭く限定していることが明らかになった。その結果、法定相続人が誰もいないという問題

が発生し易くなっていることは事実である。それゆえに、筆者は兄弟姉妹以外の傍系血族として、「おじ・おば」・「いとこ」などを「第四順位」の法定相続人として認めることを検討する必要があると考えている。ドイツやフランスにおいては、おじ・おば、いとこを法定相続人の範囲として認めていることを視野に入れて議論すべきであろう。さらに踏み込んで議論するならば、ドイツやフランスのように、曾祖父母の直系卑属（はとこ等）の存在も忘れてはならないだろう。

なぜ日本では、法定相続人の範囲が限定的であるのかという問題がある。その理由として、相続関係が複雑になって遺産分割（協議）が長期化したり、調停・審判に発展したりすることを回避するという相続実務上の理由によって、法定相続人の範囲を狭く規定していることは事実である。その証拠に兄弟姉妹が相続人になる場合に、（兄弟姉妹が先死しているとき）甥・姪までの代襲相続は認めているが、それ以降の代襲を認めていない。確かに子の数が多かった時代には、兄弟姉妹の子である甥や姪の人数が数十人に膨れ上がることもあり、遺産相続の争いが長期化したことも事実である。しかし、少子化が深刻な問題になっている現在の相続では、相続人がいないという問題の方が深刻である。配偶者がなく、子や孫がいない、祖父母や父母も先死していて、兄弟姉妹もいないため、特別縁故者制度を利用するというケースも想定しておくべきことであろう。

第二の問題提起は、日本の相続法では直系尊属（＝父母と祖父母・曾祖父母）を一括して優先していることに、理論的な問題があるのではないか」という指摘をした。筆者は、理論的適合性に欠けると言えなくもないと考えている。一般的な国民感情としても、父母と祖父母、曾祖父母の違いは大きなものがあると言えるであろう。子の遺産を父母が相続することに異論は

少ない筈である。しかし、父母が先死している場合に、祖父母が（存命であれば）第二順位の相続人として本位相続することには違和感がある。ドイツやフランスでは、父母と祖父母や曾祖父母は相続順位が異なる訳である。それは、ドイツやフランスでは、父母が相続人となるケースでは、（被相続人の）兄弟姉妹が同順位で相続人となるときである。理論的適合性の視点からは、親系主義を採用しているドイツの法定相続の規定が妥当だと言える。なぜならば、祖父母が相続人となるケースでは、祖父母の子である「おじ・おば」や「いとこ」が同順位の相続人として登場してくるからである。さらに、曾祖父母やその直系卑属が相続人になるケースも想定されている。理論的に考えれば、祖父母の子である「おじ・おば」や「いとこ」が存在しないとしても、一世代前の祖先（曾祖父母）に遡れば、そこから枝分かれして子孫（直系卑属）が継続して存在している可能性が高い訳である。そのことから、実際の親戚づきあいは別として、「血の繋がり」を根拠とした理論的な説明が可能である。

他方、類別主義を採用しているフランスの法定相続の規定では、祖父母が相続人となるケースでは、曾祖父母が同順位の相続人として登場する。これは、「おじ・おば」や「いとこ」よりも、曾祖父母が優先される結果となるため、理論的な根拠が乏しい。

日本の相続法は、三系主義によって、直系卑属、直系尊属、傍系血族の三グループに分け、一切の傍系血族を直系尊属よりも後順位としている点に特色がある。祖先を敬うという特別な恭順関係を尊重するという考え方と、遺産相続は何よりも若い人たちを優先すべきという考え方が衝突することになる。単純に考えて、被相続人の兄弟姉妹、甥・姪よりも優先して、祖父母や曾祖父母が遺産を相続することには異論があるだろう。しかし、相続実務においてこのよ

うなケースは極めて稀であるため、問題にならないだけである。

最後に、第三の問題提起として、日本の相続法では「兄弟姉妹以外の傍系血族を法定相続人の範囲から除外していることに問題があるのではないか」という指摘をした。ドイツやフランスと比較して明らかになったとおり、日本の相続法では兄弟姉妹以外の「傍系血族」の存在を度外視しているという重大な問題を指摘しておきたい。ドイツやフランスでは、血族を網羅する形で法定相続人の範囲を規定している。日本でも兄弟姉妹や甥・姪までの傍系血族を第三順位の法定相続人としてその範囲に入れている。そこには甥・姪の子は代襲相続権を認めていないという問題がある。仮に兄弟姉妹の直系卑属に代襲相続権を認めたとしても、「傍系血族」は、父母の兄弟姉妹である「おじ・おば」やその子である「いとこ」だけではない。また、祖父母の兄弟姉妹である「おおじ・おおば」が存在する。その子（＝いとこちがい）や孫（＝はとこ）もいる。はとこは、被相続人と同世代であることを考えれば、法定相続人の範囲に加えてもよいだろう。

筆者は、本研究の結論として、法定相続人の範囲拡大について表7の案を提案したい。

日本の民法において、「おじ・おば」、「いとこ」などは、現在まで法定相続人の範囲から外れている。これは、過去の民法改正においても検討された形跡がない問題であるが、ドイツや

フランスの相続法を参考にして、「おじ・おば」、「いとこ」などの傍系血族を第四順位の法定相続人として位置付けることを提案する。すでに、我が国において少子化が急速に進展しており、「おじ・おば」、「いとこ」の数も減少していることが背景にある。生存配偶者が存在する場合には、相続人とはならないと規定すれば、配偶者と彼等との競合関係は生じない筈である。しかし、現在までこれら傍系血族は、遺言相続制度の活用によって相続財産を取得させればよいと考えられている。しかし、法定相続人が誰一人いない場合で、遺言書がないときに「誰も遺産を相続する者がいない」という問題が生じる。その場合には、相続財産をいきなり国庫に帰属させるということになっていたが、それは「被相続人の意思に反する」という問題があった。そこで、1962（昭和37）年の民法改正で、相続人不存在の場合、家庭裁判所が縁故者のために相続財産を処分できる道を開いた訳である。相続人不存在に関する問題については、今後の課題としたい。

## 注

- 1) イングランド法やアメリカ法については、遺言相続が原則となっているため、法定相続人や相続順位の問題はないと思われる。しかし、無遺言相続の場合に誰がどれだけ相続するのかという規定が必要になるため、この問題はどの国においても解決しておかなければならないことであると言える。
- 2) 拡大を提案する理由は、法定相続人が存在しな

表7 〔提案〕日本の民法における法定相続人の相続順位の私案

|                               |
|-------------------------------|
| 第1順位：子、孫・曾孫（直系卑属）             |
| 第2順位：父母                       |
| 祖父母・曾祖父母は、配偶者相続人がいない場合にだけ招致   |
| 第3順位：兄弟姉妹、甥・姪など（優先傍系血族）       |
| 第4順位：おじ・おば、いとこなど（優先傍系血族以外の血族） |
| 第四順位は、配偶者相続人がいない場合にだけ招致       |

\*筆者作成

いため、特別縁故者への財産分与や遺産の国庫帰属で処理するよりも、明らかに説得力をもっていると考えられるからである。勿論、相続実務において混乱が生じることが少なくなるように十分に配慮する必要があることは承知している。

- 3) ただし、「個人の尊厳と法の下での平等を理念とする日本国憲法の下では。正面切って根拠とすることは難しく、これを表だって主張する学説は少ない」と言われている（梶村太市他『家族法実務講義』有斐閣，2013，p. 335）。
- 4) 現在の少子化が、今後改善する見込みがない中において、法定相続人の範囲を拡大すべきではないかというのが筆者の意見である。その理由は、法定相続人が存在しない（＝誰も遺産を相続しない）ということが多くなることが予想できるからである。
- 5) 具体的に年齢を入れて考えてみると分かり易いだろう。仮に被相続人が若くして亡くなり、50歳代だとすれば、その父母は70歳代であり（すでに両方が亡くなっている）、祖父母は90歳代であるのが一般的である。
- 6) 特別縁故者としては、法定相続人以外の親族が含まれる訳であるが、知人・友人などの赤の他人も含まれることになるという問題がある。また「特別の縁故の有無」という抽象的で曖昧な概念を家庭裁判所の判事が個別に判断しなければならないという問題がある。
- 7) 旧民法時代の特徴は、「配偶者が常に相続人となる訳ではない」、「兄弟姉妹は相続人とはならない」、「血縁関係のない戸主が相続人となる可能性がある」ということである。被相続人に直系卑属・配偶者及び直系尊属のいずれもない場合は、その被相続人の属した「家」の戸主が遺産相続人となる。

## 参 考 文 献

- 五十嵐清（1976）『比較民法学の諸問題』一粒社
- 伊藤昌司（2002）『相続法』有斐閣
- 犬伏由子他（2016）『親族・相続法〔第2版〕』弘文堂
- 内田 貴他（2014）『民法判例集 親族・相続』有斐閣
- 内田 貴（2011）『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
- 近江幸治（2015）『民法講義Ⅶ 親族法・相続法〔第2版〕』成文堂
- 大村敦志監修（2020）『相続法制の比較研究』商事法務
- 梶村太市他（2013）『家族法実務講義』有斐閣
- 加藤一郎（1997）『民法における理論と利益衡量』有斐閣
- 窪田充見（2017）『家族法 第3版』有斐閣
- 佐藤義彦他（2012）『民法Ⅴ—親族・相続〔第4版〕』有斐閣
- 潮見佳男編（2019）『新注釈民法（19）』有斐閣
- 谷口知平他編（2013）『新版注釈民法（27） 相続（2）〔補訂版〕』有斐閣
- 谷口知平（1991）『家族法の研究（下）相続法』信山社
- 谷口知平他編（1980）『現代家族法大系5 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣
- 谷口知平他編（1979）『現代家族法大系5 相続Ⅱ 遺産分割・遺言』有斐閣
- 常岡史子（2020）『家族法』新世社
- 床谷文雄他（2018）『新プリマール民法5 家族法』法律文化社
- 中川 淳・小川富之編（2017）『家族法』法律文化社
- 中川 淳編（1998）『現代社会と民法』有信堂高文社
- 中川 淳（1994）『現代家族法の研究』京都女子大学
- 中川 淳他（1993）『親族法・相続法』青林書院
- 中川 淳編（1984）『財産法と家族法の交錯』立花書房
- 林 良平他編（1992）『谷口知平先生追悼論文集 第1巻 家族法』信山社
- 前田陽一他（2017）『民法Ⅵ 親族・相続 第4版』有斐閣
- 村上淳一他（2018）『ドイツ法入門』有斐閣
- 盛山和夫他（2017）『社会学入門』ミネルヴァ書房
- 柳 勝司編（2016）『家族法〔第3版〕』嵯峨野書院
- ローレンス・M・フリードマン，新井 誠監訳（2016）『信託と相続の社会史』日本評論社
- 我妻 榮（2016）『法律における理窟の人情』日本評論社
- 我妻 榮（1970）『民法研究Ⅰ』有斐閣
- 《学術論文》
- 1) 青竹美佳（2007）「相続法における権利の弾力性について（二・完）：ドイツの遺留分とイギリスの家族供与」『香川法学25巻3・4号』香川大学法学会，pp. 381-428.
  - 2) ————（2006）「相続法における権利の弾力性について（一）：ドイツの遺留分とイギリスの家族供与」『香川法学25巻3・4号』香川大学法学会，pp. 185-215.
  - 3) 小川 惠（2019）「ドイツ相続法における遺産分割と遺言執行者：遺言執行による被相続人の意思と相続人の意思の調整」『同志社法学71巻3号』，pp. 1155-1192.
  - 4) 佐々木健（2020）「相続法改正と家族形態の社会的変化」『専修法学論集138巻』専修大学法学会，pp. 109-142.
  - 5) ————（2017）「現代社会における相続の意義と役割に対する批判的論考」『社会科学研究68巻2号』東京大学社会科学研究所，pp. 25-46.
  - 6) ジョエル・モネ，上向輝宜他訳（2015）「第1部 フランス相続法と家族企業の承継」『北大法学論集65巻6号』北海道大学大学院法学研究科，pp. 33-51.
  - 7) 水野由佳子（2004）「家族の変容と相続に関する一考察：扶養と相続の対価的意識を手がかりにして」『同志社政策科学研究5巻』同志社大学，pp. 67-83.
  - 8) 宮本誠子（2019）「フランス法における公正証

- 書遺言の方式』『金沢法学61巻2号』金沢大学人間社会研究域法学系, pp. 145-161.
- 9) 餅川正雄 (2020a) 「日本の相続法における相続分の譲渡に関する研究」『広島経済大学研究論集43巻2号』広島経済大学経済学会, pp. 55-78.
- 10) ——— (2018a) 「日本の養子縁組制度と法定相続に関する基礎的研究」『広島経済大学研究論集41巻3号』広島経済大学経済学会, pp. 53-75.
- 11) ——— (2018b) 「日本の相続法における遺産分割当事者に関する研究」『広島経済大学研究論集41巻2号』広島経済大学経済学会, pp. 29-54.
- 12) ——— (2018c) 「日本の相続法における代襲相続に関する研究」『広島経済大学研究論集40巻4号』広島経済大学経済学会, pp. 23-45.
- 13) 渡部朗子 (2019) 「研究ノート 能力をめぐる諸問題」『高岡法学38号』, pp. 185-211.